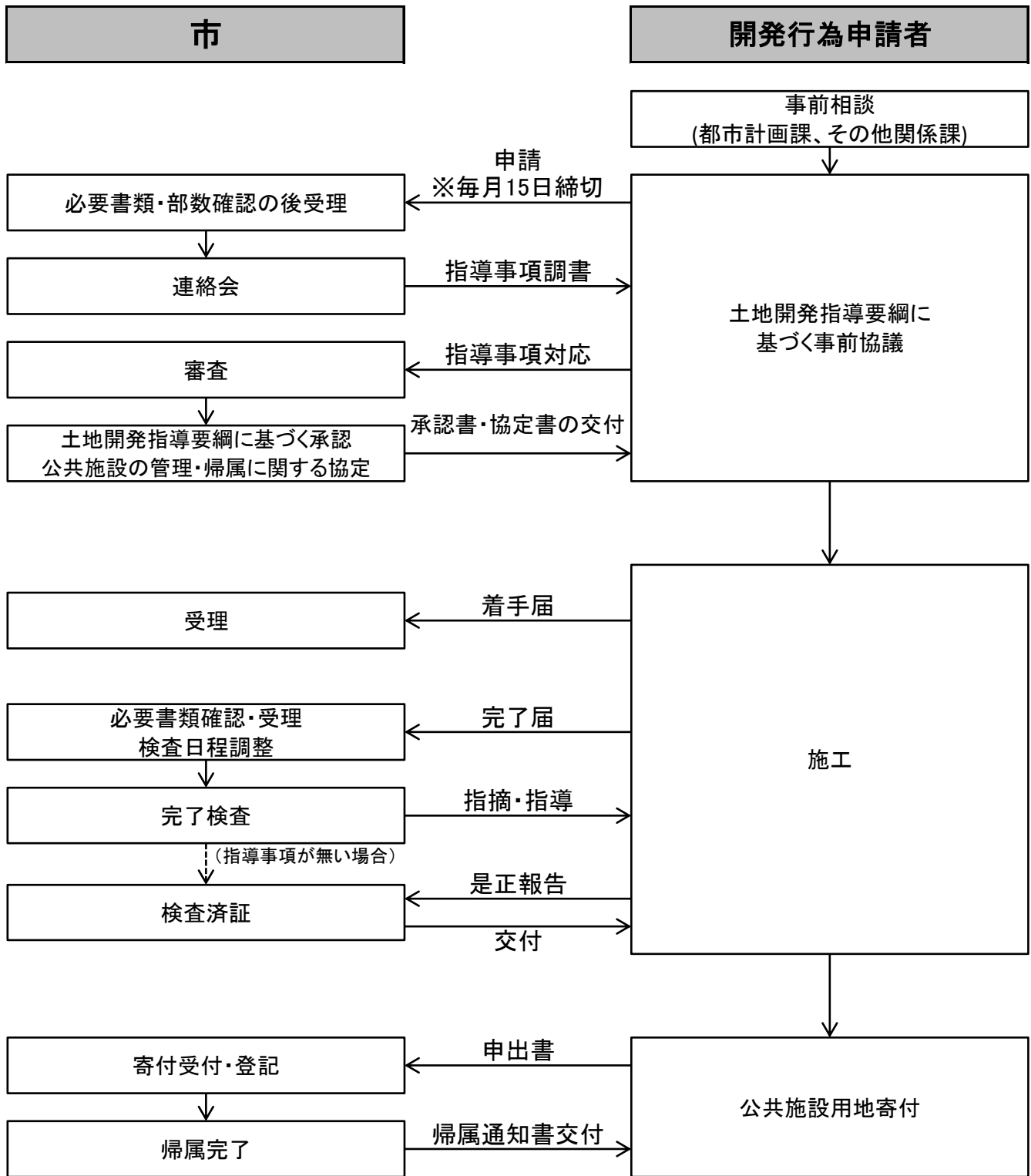


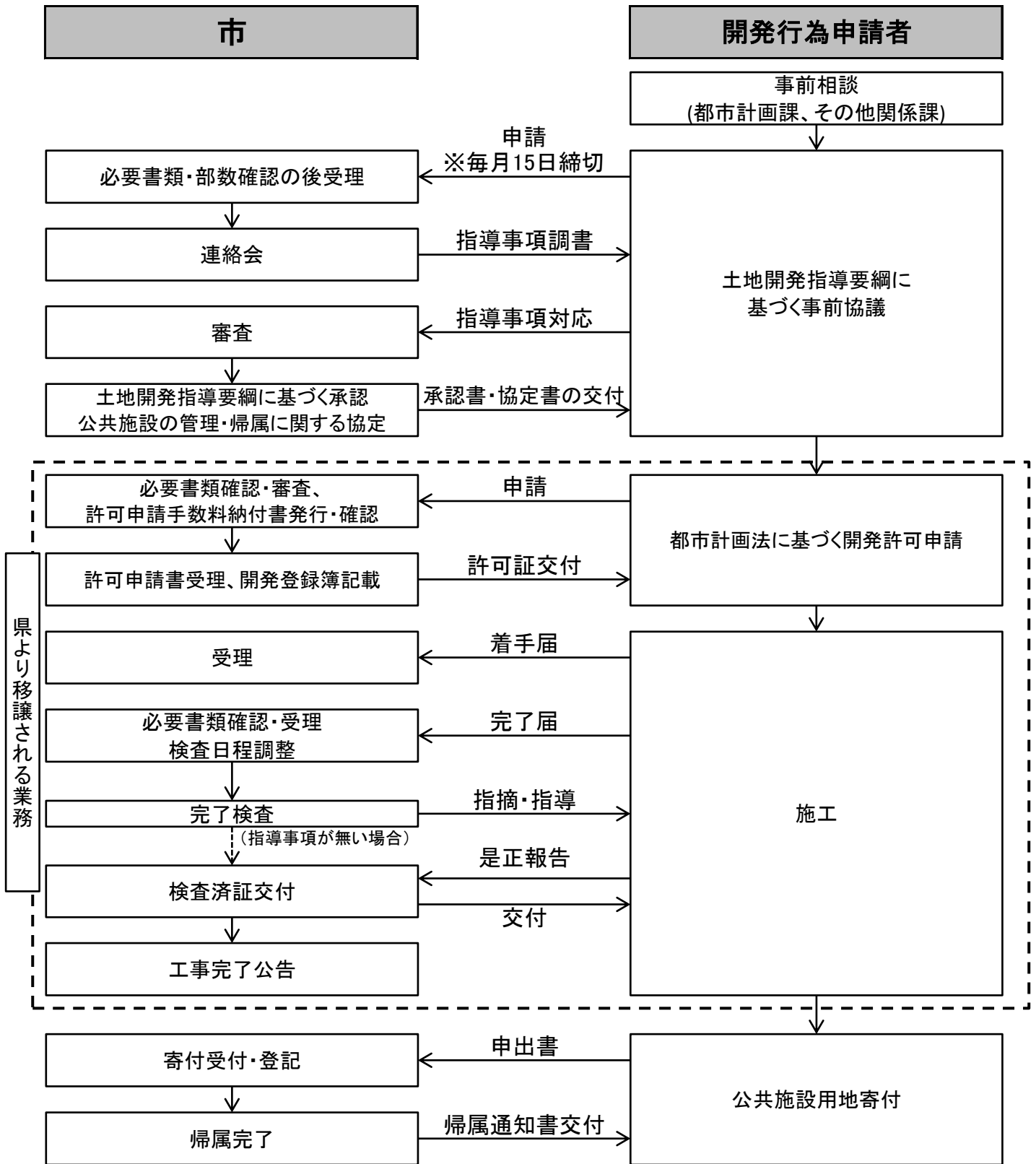
都市計画区域内で1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為を行う場合の手続き
 (那須塩原市土地開発指導要綱に基づく開発行為)



(その他の主な届出について)

- 雨水浸透槽の設置を行う場合、れき層の確認を行いますので、掘削面にれきが確認でき次第、市に連絡をしてください。
- 計画に変更が出た場合、その都度変更協議を行い、完了までに変更承認を受けてください。

都市計画区域内: 3,000㎡以上
 都市計画区域外: 10,000㎡以上 の開発行為を行う場合の手続き
 (都市計画法に基づく開発行為)



(その他の主な届出について)

- 雨水浸透槽の設置を行う場合は、れき層の確認を行いますので、掘削面にれきが確認でき次第、市に連絡をしてください。
- 計画に変更が出た場合は、その都度変更協議を行ってください。変更内容によって完了までに変更許可、または変更届を行ってください。
- 工事完了前に建築物の建築をする場合は、都市計画法37条第1号の申請を行い承認を受けてください。